

公益財団法人北海道スポーツ協会

表彰規程

第1条 この規程は、公益財団法人北海道スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第5号に関することを定める。

第2条 表彰は、北海道におけるスポーツの健全なる普及振興に貢献したもので、次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 多年にわたりスポーツの普及振興に寄与し、その功績の顕著な者、又は団体。
- (2) 多年にわたりスポーツ競技の指導者として、その功績の顕著な者。
- (3) 国際的又は全国的なスポーツ競技において特に優秀な成績を挙げ、その功績の顕著な者、又は団体。
- (4) スポーツ少年団活動において、その功績の顕著な者、又は団体。
- (5) 前各号のほか、本会会長が特に功績顕著と認めた者、又は団体。

第3条 前条第1号及び第2号に該当するものについて、特に功績の顕著なものに対し、堂垣内尚弘記念賞を授与する。

第4条 以下の各号に該当するものについて、第2条各号の規定によらず、南部忠平記念賞を授与する。

- (1) オリンピックにおいて、優勝したもの。
- (2) スポーツ競技の大会において、世界記録を更新したもの。

第5条 以下の各号に該当するものについて、第2条各号の規定によらず、特別賞を授与する。

- (1) オリンピックにおいて、2位・3位に入賞したもの。
- (2) 国際的大会において、優勝したもの。
- (3) スポーツの分野において、国際的に前例のない功績・偉業を達成したもの。

第6条 表彰は、次の団体から推薦されたもの及び本会が特に必要と認めるものについて本会企画運営委員会において選考し、本会理事会の承認を受けて行う。

- (1) 第2条第1号及び第4号の表彰
加盟競技団体、加盟地方団体、地方体育・スポーツ協会連絡協議会
- (2) 第2条第2号及び第3号、第5号の表彰
加盟競技団体、加盟学校体育団体

第7条 表彰は、表彰状及び記念品を贈って行う。

第8条 表彰は、毎年1回行うほか、必要を生じた場合はその都度行うものとする。

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める「北海道スポーツ協会表彰取扱要領」による。

附 則

この規程は、昭和57年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年1月11日から施行する。

附 則（平成12年12月22日一部改正）

この規程は、平成12年12月22日から施行する。

附 則（平成16年6月3日一部改正）

この規程は、平成16年6月11日から施行する。

附 則（平成18年6月22日一部改正）

この規程は、平成18年6月22日から施行する。

附 則（平成20年6月25日一部改正）

この規程は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月30日から施行する。

附 則（平成24年3月22日改正）

この規程は、公益財団法人北海道体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則（平成31年1月9日改正）

この規程は、平成31年1月9日から施行する。

附 則（平成31年9月5日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。